

御 杖 村 告 示 第 9 号

旧農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により、告示する。

令和 6年 2月15日

御杖村長 伊藤 収宜

（「次のように」は省略し、その関係書類は御杖村役場産業建設課において、縦覧に供する。）

農用地利用集積計画

令和 5 年度 第 9 号

旧農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和 6 年 2 月 1 5 日

御 杖 村